

# 長野県森林土木工事共通仕様書改正（R3.11.1 全面改正）の概要

令和3年10月  
森林政策課

## 1 改正の概要

現行の林業土木工事共通仕様書は平成22年に全面改正され、その後、一部改正されているものの、林野庁及び建設部の仕様書の構成とかけ離れていることや共通編以外は林務部独自の内容が多く現在の施工に馴染まない部分が散見されているため、全面改正を行った。

なお、林野庁では平成29年度に治山工事及び林道工事の仕様書統合による全面改正となっていた。

## 2 改正の方向性

- (1) 各種仕様書の名称を「林業土木」から「森林土木」へ改正
- (2) 森林土木に関する仕様については、森林整備保全事業標準歩掛により工事費積算等を行っているため、林野庁の森林整備保全事業標準仕様書に準拠した内容とした。
- (3) 第1編共通編、第2編材料編、第3編施工編の3編構成を林野庁及び建設部の構成と合わせ、第1編共通編、第2編材料編、第3編溪間・山腹工等、第4編林道の4編構成とした。
- (4) 第1編第1章総則、第2編材料編はこれまでどおり建設部仕様書を全面的に採用。
- (5) 第1編共通編として、第2章一般施工を新設し、第3章土工、第4章無筋、鉄筋コンクリートを統合した。（林野庁及び建設部の構成と合わせた）
- (6) これまでの第3編施工編を林野庁仕様書と整合を図る方向で整理し、第3編溪間・山腹工等、第4編林道に分けた。林務部独自で林野庁にない節は残した。
- (7) 結果として、全体の節としては162節から230節へ大幅に増えた。

編-章-節-項	主な改定内容	頁
<b>第1編 共通編 第1章総則 第1節総則</b>		
1-1-1-2 用語の定義	<p>27 書面 書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票については、<u>ものを有効とする。ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）がなくてもしたものも有効とする。</u> 下線部追記</p> <p>28 工事写真 ○「工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。 <u>なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」（平成29年1月30日付け国技建管第10号）に基づき実施しなければならない。</u>」 下線部追記</p> <p>45 準備期間（新規追加） ○「<u>準備期間とは、工事開始日から本体工事または仮設工事の着手までの期間をいう。</u>」</p>	4～6
1-1-1-6 施工計画書	<p>1 一般事項 ○受注者は、工事着手前<u>又は施工方法が確定した時期</u>に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員等に提出しなければならない。ただし、受注者は大型構造物等複雑な工事においては監督員等の承諾を得て記載内容の一部の提出時期を遅らせることができる。 下線部追記</p>	7
1-1-1-7 コリンズ (CORINS)への 登録	<p>1 一般事項 受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービスシステム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を<u>作成しコリンズから監督員にメール送信し、監督職員等の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。</u> 登録対象は、工事請負代金500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。 <del>なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うもの</del></p>	8

編-章-節-項	主な改定内容	頁
	<p><del>とし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。</del></p> <p><del>また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。</del>はコリンズ登録時に監督員にメール送信される。</p> <p>なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日を除く）に満たない場合は、変更時の提示登録申請を省略できる。</p> <p>また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、発注機関に登録申請しなければならない。</p> <p>下線部追記</p>	
<p><b>1-1-1-14</b> <b>工事の下請負</b></p>	<p>(3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。<u>下請負を実施する技術者、技能労働者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。</u></p> <p>下線部追記</p>	<p>7 10</p>
<p><b>1-1-1-15</b> <b>施工体制台帳</b></p>	<p>2 施工体系図</p> <p>第1項の受注者は、「工事現場等における適正な施工体制の確保等に関する運用について」（平成15年10月8日付け15監技第185号平成29年3月31日付け28監建政技第324号）、「建設工事における施工体制台帳作成などの取扱について」（令和3年2月9日付け2森政第452号）及び「施工体制台帳の作成等の改正について」（令和3年3月9日付け2森政第527号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員等に提出しなければならない。</p> <p>なお、施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。</p> <p>下線部追記</p>	<p>10</p>
<p><b>1-1-1-16</b> <b>受発注者間の情報共有</b> (新規追加)</p>	<p><u>受発注者間の設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、受注者、発注者が一堂に会する会議を施工者が設計図書の照査を実施した後及びその他必要に応じて開催するものとする。なお、開催の詳細については、特記仕様書の定めによるものとする。</u></p>	<p>11</p>
<p><b>1-1-1-21</b> <b>工期変更ほか該当がある各項目</b></p>	<p>建設工事標準請負契約約款の改正に伴い、適用する条項を修正 契約書第21条→22条 など</p>	<p>13～</p>
<p><b>1-1-1-24</b> <b>建設副産物</b> (新規追加)</p>	<p><u>7 建設副産物情報交換システム（COBRIS）</u></p> <p>受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システム（COBRIS）に入力するものとする。なお、出力した調査票</p>	<p>15</p>

編-章-節-項	主な改定内容	頁
	<p><u>は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これにより難しい場合には、監督職員と協議しなければならない。</u></p>	
<p>1-1-1-28 工事しゅん工 検査</p>	<p>5 修補の指示  <u>検査員は検査の結果、当該工事を適切と認められないときは、合否判定を保留し、修補処理規程に基づき、検討会議に諮るものとし、その結果を発注機関の長に通知する。検査職員発注機関の長は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができる。</u></p>	20
<p>1-1-1-33 施工管理</p>	<p>6 労働環境等の改善  <u>受注者は、作業員の工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事実施の効率化等による生産性の向上、並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。</u>  下線部追記</p>	23
<p>1-1-1-52 保険の付保及び事故の補償</p>	<p>3 <u>掛金収納書の提出建設業退職金制度の履行</u>  受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヵ月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内）</p>	36